

掛川市教育委員会規則第5号

掛川市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年3月26日

掛川市教育委員会
教育委員長

(別紙)

掛川市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

掛川市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則（平成24年掛川市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

掛川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則

第1条中「委任するため」を「委任し、及び補助執行させることについて」に改める。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（補助執行）

第3条 教育委員会は、こども希望部に置かれる補助職員に対して、次に掲げる事務を補助執行させるものとする。

- (1) 幼稚園の管理運営に関すること。
- (2) 幼稚園の保育料の徴収及び減免に関すること。
- (3) 幼稚園に勤務する職員の研修の企画及び運営に関すること。
- (4) 幼稚園の組織編成及び保育指導に関すること。
- (5) 幼児の特別支援教育に関すること。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。